

令和 7 年
綾瀬市議会 3 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
1	令和 7 年度綾瀬市一般会計予算	別 冊
2	令和 7 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
3	令和 7 年度綾瀬市介護保険事業特別会計予算	別 冊
4	令和 7 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計予算	別 冊
5	令和 7 年度綾瀬市公共下水道事業会計予算	別 冊
6	綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
7	綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1 1
8	綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例	1 4
9	綾瀬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	1 5
1 0	綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	2 1
1 1	綾瀬市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	2 3
1 2	綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例	2 4
1 3	綾瀬市敬老祝金条例を廃止する条例	2 5
1 4	綾瀬市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	2 6
1 5	綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	2 7
1 6	綾瀬市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例	2 9
1 7	綾瀬市犯罪被害者等支援条例	3 0
1 8	綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例を廃止する条例	3 4
1 9	動産の取得について（綾瀬市公共施設 L E D 照明設備）	3 5
2 0	高座清掃施設組合の規約等の変更に関する協議について	3 6
2 1	専決処分の承認について（令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 1 1 号））	別 冊
2 2	令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 1 2 号）	別 冊

2 3	令和 6 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
2 4	令和 6 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
2 5	令和 6 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊
2 6	令和 6 年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別 冊

報 告

1	専決処分の報告について（綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	3 8
2	専決処分の報告について（綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	4 0
3	専決処分の報告について（綾瀬市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	4 3

第6号議案

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に、「7,500円」を「6,500円」に、「同項第2号」を「同項第1号」に、「1万1,000円」を「1万3,000円」に改め、同条第4項中「5,500円」を「5,000円」に改める。

第8条第1項第2号中「前条第2項第3号」を「前条第2項第2号」に、「第5号」を「第4号」に改める。

第8条の2第2項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第15条の2第1項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	459,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	461,200
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	462,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	463,800
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	465,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	466,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	466,700
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	467,400
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	468,100
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	468,800
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	469,500
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	470,100
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	470,700
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	471,200

16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500	471, 800
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700	472, 400
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000	473, 000
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300	473, 500
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500	474, 000
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700	474, 400
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500	474, 700
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300	475, 000
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	475, 400
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	475, 800
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	476, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	476, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	477, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	478, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	478, 900
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	479, 600
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	480, 300
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	481, 000
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	481, 600
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	482, 200
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	482, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	483, 400
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	484, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	484, 700
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	485, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	485, 900
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	486, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	487, 200
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	487, 900
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	488, 500
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		

64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			
105		302, 700	353, 200			
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			
108		303, 600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			
110		304, 200				
111		304, 600				

	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 219,500	円 240,100	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200

備考

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動等をした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(切替日から令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の綾瀬市一般職の職員の

給与に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害がある者

(6) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

と、同条第3項中「6, 500円」とあるのは「7, 500円」と、「1万3, 000円」とあるのは「1万2, 500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については4, 000円とする」と、同条第4項中「5, 000円」とあるのは「5, 500円」とする。

附則別表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	2	1	1	1	1
19	3	1	1	1	1
20	4	1	1	1	1
21	5	1	1	1	1
22	6	2	1	1	1
23	7	3	1	1	1
24	8	4	1	1	1
25	9	5	1	1	1
26	10	6	1	1	1
27	11	7	1	1	1
28	12	8	1	1	1
29	13	9	1	1	1
30	14	10	2	1	1
31	15	11	3	1	1
32	16	12	4	1	1

3 3	1 7	1 3	5	1	1
3 4	1 8	1 4	6	2	1
3 5	1 9	1 5	7	3	1
3 6	2 0	1 6	8	4	1
3 7	2 1	1 7	9	5	1
3 8	2 2	1 8	1 0	6	1
3 9	2 3	1 9	1 1	7	1
4 0	2 4	2 0	1 2	8	1
4 1	2 5	2 1	1 3	9	2
4 2	2 6	2 2	1 4	1 0	3
4 3	2 7	2 3	1 5	1 1	4
4 4	2 8	2 4	1 6	1 2	5
4 5	2 9	2 5	1 7	1 3	6
4 6	3 0	2 6	1 8	1 4	7
4 7	3 1	2 7	1 9	1 5	8
4 8	3 2	2 8	2 0	1 6	9
4 9	3 3	2 9	2 1	1 7	1 0
5 0	3 4	3 0	2 2	1 8	1 1
5 1	3 5	3 1	2 3	1 9	1 2
5 2	3 6	3 2	2 4	2 0	1 3
5 3	3 7	3 3	2 5	2 1	1 4
5 4	3 8	3 4	2 6	2 2	1 5
5 5	3 9	3 5	2 7	2 3	1 6
5 6	4 0	3 6	2 8	2 4	1 7
5 7	4 1	3 7	2 9	2 5	1 8
5 8	4 2	3 8	3 0	2 6	1 9
5 9	4 3	3 9	3 1	2 7	2 0
6 0	4 4	4 0	3 2	2 8	2 1
6 1	4 5	4 1	3 3	2 9	2 2
6 2	4 6	4 2	3 4	3 0	2 3
6 3	4 7	4 3	3 5	3 1	
6 4	4 8	4 4	3 6	3 2	
6 5	4 9	4 5	3 7	3 3	
6 6	5 0	4 6	3 8	3 4	
6 7	5 1	4 7	3 9	3 5	
6 8	5 2	4 8	4 0	3 6	
6 9	5 3	4 9	4 1	3 7	
7 0	5 4	5 0	4 2	3 8	
7 1	5 5	5 1	4 3	3 9	
7 2	5 6	5 2	4 4	4 0	
7 3	5 7	5 3	4 5	4 1	
7 4	5 8	5 4	4 6	4 2	
7 5	5 9	5 5	4 7	4 3	
7 6	6 0	5 6	4 8	4 4	
7 7	6 1	5 7	4 9	4 5	
7 8	6 2	5 8	5 0		
7 9	6 3	5 9	5 1		
8 0	6 4	6 0	5 2		
8 1	6 5	6 1	5 3		
8 2	6 6	6 2	5 4		
8 3	6 7	6 3	5 5		
8 4	6 8	6 4	5 6		
8 5	6 9	6 5	5 7		
8 6	7 0	6 6	5 8		

8 7	7 1	6 7	5 9		
8 8	7 2	6 8	6 0		
8 9	7 3	6 9	6 1		
9 0	7 4	7 0	6 2		
9 1	7 5	7 1	6 3		
9 2	7 6	7 2	6 4		
9 3	7 7	7 3	6 5		
9 4	7 8	7 4	6 6		
9 5	7 9	7 5	6 7		
9 6	8 0	7 6	6 8		
9 7	8 1	7 7	6 9		
9 8	8 2	7 8	7 0		
9 9	8 3	7 9	7 1		
1 0 0	8 4	8 0	7 2		
1 0 1	8 5	8 1	7 3		
1 0 2		8 2			
1 0 3		8 3			
1 0 4		8 4			
1 0 5		8 5			

令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

国及び近隣市の職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 8 年綾瀬町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 災害応急業務手当

第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（災害応急業務手当）

第 6 条の 3 災害応急業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに、別表に定める基準により支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場（以下「災害現場」という。）において行う巡回監視又は災害現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）の業務

ア 河川の堤防等

イ 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 6 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ 鉄道施設等

(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 6 0 条第 1 項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第 6 3 条第 1 項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督等の業務

(3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助等の業務

(4) 災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の区域（以下「適用区域」という。）において行う避難所の運営、り災証明に係る家屋調査の業務その他市長が必要と認める業務

別表中 6 の項を 7 の項とし、5 の項の次に次のように加える。

6 災害応急業務 手当	(1) 災害現場において行う巡回監視の業務に従事した職員	日額	7 1 0 円 (適用区域において従事した場合は、1, 0 8 0 円)
	(2) 災害現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所において行う応急作業等に従事した職員		1, 0 8 0 円
	(3) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法第 6 0 条第 1 項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第 6 3 条第 1 項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督等の業務に従事した職員		
	(4) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助等の業務に従事した職員		8 4 0 円 (適用区域において従事した場合は、1, 0 8 0 円)
	(5) 適用区域において行う避難所の運営、り災証明に係る家屋調査の業務その他市長が必要と認める業務に従事した職員		1, 0 8 0 円

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 災害応急業務手当については、特に危険であると市長が認める業務に従事したとき又は特に危険であると市長が認める区域で業務に従事したときは、手当の額の欄に定める額にその100分の100に相当する額を加えた額を支給するものとする。
- 2 災害応急業務手当を支給される業務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、手当の額の欄に定める額に100分の60を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条、第6条の3及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の特殊勤務について適用する。

令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

異常な自然現象等により災害が発生した現場で業務を行う職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例

綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 43 年綾瀬町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 10」を「100 分の 12」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

国家公務員の地域手当について、級地区分を設定する地域単位及び支給割合が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

綾瀬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市職員の旅費に関する条例（昭和 53 年綾瀬町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項本文中「旅行先から役所所在地まで」を削り、同項ただし書中「第 16 条（第 2 号を除く。）」を「第 28 条第 4 項」に改め、同条第 4 項中「その出発前に」を削り、「を変更され、若しくは取り消され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 第 1 項から第 3 項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

6 第 1 項から第 4 項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約（旅行者等（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）に基づき、旅行役務提供者（旅行者等であつて、市と旅行役務提供契約を締結したものをいう。以下同じ。）に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第 3 条第 3 項中「を変更又は取り消しする」を「の変更をする」に、「これを変更又は取り消しする」を「その変更をする」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（旅行命令に従わない旅行）

第 3 条の 2 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命

令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第4条を次のように改める。

（旅費の種目）

第4条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とする。

第5条本文中「旅費は」の次に「、前条の旅費の種目及び第7条から第12条までに規定する種目ごとの内容に基づき」を加え、「場合の旅費により」を「場合によつて」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、旅費に相当する金額の旅行役務提供者への支払いは、当該旅行役務提供者の請求に基づき行うものとする。

第7条から第12条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項の軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長及び副市長（以下「市長等」という。）に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号の運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合は、最下級以外の運賃の額とすることができる。

（船賃）

第8条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号の運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合は、最下級以外の運賃の額とすることができる。

（航空賃）

第9条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合は、最下級以外の運賃の額とすることができる。

(その他の交通費)

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第13条中「種類」を「種目」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第15条の2 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく

規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後において当該旅行者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項の給与の種類については、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の綾瀬市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第3条第1項に基づき任命権者が旅行命令を発出する旅行について適用し、施行日前に改正前の綾瀬市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の規定に基づき任命権者が旅行命令を発出した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第3条第1項の規定に基づき任命権者が発出した旅行命令で、かつ、施行日以後に新条例第3条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第2条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合について適用し、施行日前に退職等となった場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第2条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第2条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第15条の2の規定は、新条例又は新条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、綾瀬市職員に支給する旅費について見直しを行うため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 56 年綾瀬市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「同項及び前条第 1 項」を「前条第 1 項及び前項」に、「第 1 項の規定による」を「同項の規定による」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項中「定める者」の次に「（第 15 条において「配偶者等」という。）」を加える。

第 13 条中「正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを」を削る。

第 13 条の 2 第 1 項中「掲げる」の次に「子のある」を加え、「その子」を「当該子」に改め、同項第 1 号中「のある職員」を削り、同項第 2 号中「のある職員であつて、規則で定めるもの」を削り、同条第 2 項中「掲げる職員」を「掲げる子」に改め、「のある職員」を削り、「その子」を「当該子」に改める。

第 13 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「次項について」を「次項において」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 16 条を第 18 条とし、第 15 条を第 17 条とし、第 14 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 15 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務又は時間外勤務制限の開始日とする改正後の第13条の2第1項又は第13条の3第2項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則に定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市職員の退職手当に関する条例（昭和 60 年綾瀬市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 14 条第 11 項（同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した綾瀬市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する退職手当の支給については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

雇用保険法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 9 年綾瀬市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「特定任期付職員業績手当の支給」を「給料月額の設定」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 8 条第 1 項中「、第 1 5 条の 2 及び第 1 7 条」を「及び第 1 5 条の 2」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項」を「第 1 6 条第 2 項及び第 1 7 条第 2 項第 1 号」に改め、「、給与条例第 2 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 9 年綾瀬市条例第 1 7 号）に定める特定任期付職員業績手当」とを削り、「とする」を「と、給与条例第 1 7 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 5」とあるのは「1 0 0 分の 8 7 . 5」とする」に改める。

(綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年綾瀬市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条第 2 項の改正規定中「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 9 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

国及び近隣市の一般職の任期付職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市敬老祝金条例を廃止する条例

綾瀬市敬老祝金条例（昭和 61 年綾瀬市条例第 10 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

敬老事業の見直しに伴い、綾瀬市敬老祝金条例を廃止いたしたく提案するものであります。

綾瀬市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

綾瀬市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 26 年綾瀬市条例第 32 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）

第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

（地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準）

第 2 条 法第 115 条の 46 第 5 項の条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 に定める基準の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、規定の整備を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和32年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.95」を「100分の6.4」に改める。

第6条中「18,800円」を「22,200円」に改める。

第6条の2第1号中「19,200円」を「20,400円」に改め、同条第2号中「9,600円」を「10,200円」に改め、同条第3号中「14,400円」を「15,300円」に改める。

第6条の3第1項中「100分の2.3」を「100分の2.6」に改める。

第6条の4中「6,800円」を「8,400円」に改める。

第6条の5第1号中「7,200円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「6,300円」に改める。

第7条中「100分の2.1」を「100分の2.3」に改める。

第8条及び第8条の2中「6,000円」を「9,000円」に改める。

第12条第1項第1号ア中「13,160円」を「15,540円」に改め、同号イ(ア)中「13,440円」を「14,280円」に改め、同号イ(イ)中「6,720円」を「7,140円」に改め、同号イ(ウ)中「10,080円」を「10,710円」に改め、同号ウ中「4,760円」を「5,880円」に改め、同号エ(ア)中「5,040円」を「5,880円」に改め、同号エ(イ)中「2,520円」を「2,940円」に改め、同号エ(ウ)中「3,780円」を「4,410円」に改め、同号オ及びカ中「4,200円」を「6,300円」に改め、同項第2号ア中「9,400円」を「11,100円」に改め、同号イ(ア)中「9,600円」を「10,200円」に改め、同号イ(イ)中「4,800円」を「5,100円」に改め、同号イ(ウ)中「7,200円」を「7,650円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「4,200円」に改め、同号エ(ア)中「3,600円」を「4,200円」に改め、同号エ(イ)中「1,800円」を「2,100円」に改め、同号エ(ウ)中「2,700円」

」を「3, 150円」に改め、同号オ及びカ中「3, 000円」を「4, 500円」に改め、同項第3号ア中「3, 760円」を「4, 440円」に改め、同号イ(ア)中「3, 840円」を「4, 080円」に改め、同号イ(イ)中「1, 920円」を「2, 040円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 880円」を「3, 060円」に改め、同号ウ中「1, 360円」を「1, 680円」に改め、同号エ(ア)中「1, 440円」を「1, 680円」に改め、同号エ(イ)中「720円」を「840円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 080円」を「1, 260円」に改め、同号オ及びカ中「1, 200円」を「1, 800円」に改め、同条第2項第1号ア中「2, 820円」を「3, 330円」に改め、同号イ中「4, 700円」を「5, 550円」に改め、同号ウ中「7, 520円」を「8, 880円」に改め、同号エ中「9, 400円」を「11, 100円」に改め、同項第2号ア中「1, 020円」を「1, 260円」に改め、同号イ中「1, 700円」を「2, 100円」に改め、同号ウ中「2, 720円」を「3, 360円」に改め、同号エ中「3, 400円」を「4, 200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の綾瀬市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

国民健康保険事業の健全な運営を確保するため国民健康保険税額を改定することに伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

綾瀬市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和 52 年綾瀬町条例第 27 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（綾瀬市の基金の処分の特例に関する条例の一部改正）

- 2 綾瀬市の基金の処分の特例に関する条例（平成 15 年綾瀬市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号に掲げる条例」を「綾瀬市用品調達基金条例（昭和 52 年綾瀬町条例第 6 号）」に改め、同条各号を削る。

令和 7 年 2 月 25 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

高額療養費の限度額適用認定証の普及により、療養費用に係る被保険者負担が軽減され、貸付けの需要がなくなったことに伴い、綾瀬市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止いたしたく提案するものであります。

綾瀬市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの、その家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれて
いる状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、^{ひぼう}誹謗中傷等によって
犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、他の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われるもの

とする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう途切れることなく行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止に配慮して行われるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施する。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策が円滑に実施されるよう関係機関等と相互に連携し、及び協力を図るものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者

等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、心理相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援を行うこと。

(市内に住所を有しない者への支援)

第9条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する市町村（特別区を含む。）と連携し、及び協力して、第7条第1項に規定する支援を行うものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等への啓発活動等)

第12条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

犯罪被害者等が置かれている現状に鑑み、犯罪被害者等の権利利益の保護並びにその被害の軽減及び回復を図るため、条例を制定いたしたく提案するものであります。

綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例を廃止する条例

綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例（令和 5 年綾瀬市条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

光綾公園のローズガーデンの運営方法の見直しに伴い、綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例を廃止いたしたく提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動 産 の 名 称 綾瀬市公共施設LED照明設備
- 2 契 約 金 額 708,840,000円
- 3 契約の相手方 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番1号
大和リース株式会社 横浜支社
支社長 角一 吉昭
- 4 契 約 の 方 法 随意契約
令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市公共施設LED照明設備を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

高座清掃施設組合の規約等の変更に関する協議について

高座清掃施設組合が共同処理する事務を追加し、及び同組合の規約を別紙のとおり変更することに関する協議について、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

高座清掃施設組合が共同処理する事務を追加し、及び同組合の規約を変更いたしたく、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

高座清掃施設組合同規約の一部を改正する規約

高座清掃施設組合同規約（昭和３８年１２月２８日神奈川県指令３８地第８１２号）
の一部を次のように改正する。

第３条に次の１号を加える。

（５）温浴施設の設置及び管理運営に関すること。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による神奈川県知事の許可の日から施行する。

第1号報告

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦



専 決 処 分 書

綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市職員の育児休業等に関する条例（平成４年綾瀬市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第９条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月５日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第１８０条第１項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。

第2号報告

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

専 決 処 分 書

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例及び綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第1条 綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（令和6年綾瀬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「10年」を「15年」に改める。

(綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6
年綾瀬市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月10日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等
の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、
綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
及び綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に

ついて、条文の文言整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年2月25日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

専 決 処 分 書

綾瀬市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年綾瀬市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

令和7年1月27日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、綾瀬市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。